（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の二　（略）

（法第二条第三項の環境省令で定める施設）

第一条の三　法第二条第三項の環境省令で定める施設は、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）とする。

（提案の募集）

第一条の四　法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2　環境大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（捕獲等の禁止の適用除外）

第一条の五　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

イ～ト　（略）

チ　信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ～オ　（略）

（捕獲等の許可の申請等）

第三条　（略）

2　（略）

3　法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　特定国内種事業の届出年月日及び届出先

三～九　（略）

4～11　（略）

（個体の取扱方法）

第四条　法第十条第九項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

三　（略）

（新規）

第一条　（略）

（新規）

（新規）

（捕獲等の禁止の適用除外）

第一条の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第九条第三号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

イ～ト　（略）

チ　信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ～オ　（略）

（捕獲等の許可の申請等）

第三条　（略）

2　（略）

3　法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　特定国内種事業（法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）の届出年月日及び届出先

三～九　（略）

4～11　（略）

（個体の取扱方法）

第四条　法第十条第九項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

三　（略）